

11 / 2 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 11月2日 (木) 15時00分

発表項目 (行事名)	留萌振興局管内におけるインフルエンザ「注意報」の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○感染症発生動向調査（令和5年（2023年）第43週（令和5年10月23日（月）～令和5年10月29日（日））において、留萌保健所管内の定点医療機関から報告されるインフルエンザ患者報告数が、国の定める注意報基準である10人以上となりましたので、まん延を防止するため「注意報」を発令します。</p> <p>○過去5ヶ年の発令状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年第4週に注意報発令、第5週に注意報解除 ・令和元年第48週に注意報発令、第49週に警報発令、令和2年第2週に警報解除 ・平成31年第14週～令和元年第18週まで注意報発令継続、令和元年第19週に注意報を解除 ・平成30年第52週～平成31年第7週まで警報発令継続、平成31年第8週に警報を解除 		
参考	<p>○全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。 (http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html)</p>		

報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	留萌振興局保健環境部保健行政室（留萌保健所） （担当者：健康推進課長 青野 美智代） TEL ダイヤルイン 0164-42-8321 内線 3660		
-------------	---	--	--

インフルエンザ注意報の発令について

令和5年（2023年）11月2日（木）15時00分

北海道留萌保健所
(北海道留萌振興局保健環境部保健行政室)
電話：0164-42-8321

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第43週（令和5年10月23日～令和5年10月29日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第43週速報値）

区分	留 萌	全 道	全 国
定点あたり患者数	16.67 人	- 人	- 人

2 対 応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

3 参 考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第39週 (9/25～10/1)	第40週 (10/2～10/8)	第41週 (10/9～10/15)	第42週 (10/16～10/22)	第43週 (10/23～10/29)
留萌保健所	1 (0.33)	0 (0.00)	3 (1.00)	4 (1.33)	50 (16.67)※
全 道	472 (2.09)	855 (3.78)	1,107 (4.90)	2,077 (9.19)	- (-)
全 国	47,369 (9.57)	49,391 (10.00)	54,728 (11.07)	81,160 (16.41)	- (-)

※第43週の患者報告数は速報値。

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合
警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。